

令和 8 年度若手 I T 起業家創出支援業務仕様書

1 件名

令和 8 年度若手 I T 起業家創出支援業務

2 業務の目的

愛媛県では、県内外からチャレンジ精神にあふれ、意欲のある人材を積極的に呼び込み、地域経済の新たな担い手として創業しようとする者を支援する愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（以下「E G F プログラム」という。）を実施している。

本プログラムの一環として、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する若手 I T 起業家を育成するため、プログラミング技術及び起業に関する知識やマインド等を習得する短期集中合宿講座等を開催する。

【参考】

あたらしい愛媛の未来を切り拓く D X 実行プラン

<https://www.pref.ehime.jp/page/60521.html>

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

4 業務内容

(1) ワークーション施設の選定・調整

短期集中合宿講座期間中に使用するワークーション施設の選定・調整を遅滞なく行うこと。なお、ワークーション施設の選定にあたっては以下の点を留意すること。

【ワークーション施設の選定における留意事項】

- ・愛媛県内のワークーション施設であること。県内での起業につなげるため、フィールドワーク等を通じて愛媛の地域資源や地元課題を発見できる地域が望ましい。
- ・短期集中合宿講座期間中に参加者全員が宿泊・生活ができる施設であること。
- ・ネットワーク環境が整備された施設、もしくは受託事業者においてネットワーク環境が準備できる施設であること。
- ・ワークーション施設の最終的な使用施設の決定については事前に愛媛県と協議を行うこと。

(2) 短期集中合宿講座の企画・準備

①短期集中合宿講座の企画

本事業は、短期集中的に、地域課題を解決するための WEB アプリサービスの開発等に必要なプログラミング技術の習得及び愛媛県内で起業可能なマインドや知識を有する人材を育成することを目的としているため、それらの目的に合致した合宿講座のプログラム内容を企画・構築すること。

＜想定しているプログラム内容の骨子（案）＞

- ・プログラミング学習

- ・生成 AI の活用に関する学習
- ・データ分析、活用に関する学習
- ・WEB アプリサービスの開発学習
- ・地域課題の発見や解決に関する学習
- ・起業に関する知識やマインドの醸成、ビジネスのプロトタイプ造成に関する学習
- ・最終課題製作及びコンペ 等

②短期集中合宿講座の準備

必要に応じて短期集中合宿講座で使用する機材の借り上げを行う等、開催に向けた準備を遅滞なく行うこととする。なお、全体スケジュール等は下記「短期集中合宿講座開催全体イメージ」を参考にすること。

(参考) 短期集中合宿講座開催全体イメージ

スケジュール（想定）	事業イメージ
参加者募集期間 （概ね2か月）	（対象者及びPR手法） ➢ 募集対象者は愛媛県内で地域課題の解決を担うIT企業の起業を目指す者とする。 ➢ 短期集中合宿講座の参加者募集にあたっては専用HPを開設すること。 ➢ 受託事業者のPR網を活用し、全国規模で広く参加者募集の広報を実施すること。
審査選考期間 （概ね2、3週間）	（参加者の選考審査等） ➢ 募集時に愛媛県での起業への思い（志望動機）の確認、事前テスト等を実施のうえ選考審査をすること。 ➢ 原則、参加者の定員は最大20名とするが、本事業の効果を高めるためにやむを得ないと考えられる場合はこの限りではない。 ➢ 参加者から愛媛県での起業に対する宣誓書を徴すること。
短期集中合宿講座 開催 （概ね3か月）	（開催場所及び期間） ➢ 受託事業者において県内ワーケーション施設等の借り上げ（10週間程度）を行うこと。 （プログラム内容） ➢ 平日は課題学習、毎週土日（計20日間程度）はリアル講義を開催するようなプログラムを策定すること。 ➢ プログラムの構成は、愛媛県での起業にかかる機運を醸成するような内容とすること。 （参加費用、その他） ➢ 参加者の受講料は無料とすること。ただし、参加者が短期集中合宿講座に参加するための交通費や滞在期間中の生活費等については参加者負担とすること。 ➢ 修了証授与式の開催を予定しているため、修了証の作成など、県と調整を行うこと。
アフターフォロー 期間 （概ね2か月）	（参加者へのアフターフォローについて） ➢ 開催後2か月程度は短期集中合宿講座参加者の質問受付等、フォローアップ体制を維持すること。

(3) 参加者の募集・広報・選考

①参加者の募集対象者

- ・募集対象者は愛媛県内で地域課題の解決を担う若手IT起業家等を目指す者とする。

②広報活動

- ・参加者募集にあたっては専用HPを開設するとともに、若者が使用しているSNS等を活用するなど、主な参加者として想定する20代から30代の若者に情報が効果的に提供できる手段での広報活動を実施すること。
- ・広報にあたっては、適宜情報の発信や更新を行い、合宿講座に対する応募者の不安解消に努めること。
- ・受託事業者のPR網等を活用し、全国規模で広く参加者募集の広報を実施すること。

③参加者の選考審査

- ・参加者の選考にあたっては、愛媛県での起業への思い（志望動機）の確認、事前テスト等を実施のうえ審査を行い、愛媛県との協議を経て最終決定すること。
- ・参加者の定員は最大 20 名とする。ただし、本事業の効果を高めるためにやむを得ないと考えられる場合はこの限りではない。
- ・参加者の 6 割程度（※）は、県民及び本県出身のUターン者となるよう、県民枠を設定のうえ優先して選考すること。
- ・参加者から愛媛県での起業に対する宣誓書を徴すること。

※原則、愛媛県民枠を 6 割程度と想定している。他方、本事業の目的に即してより良い人材からの参加希望が多数ある等の場合はその限りではなく、事前に愛媛県と協議を行ったうえで選考すること。

(4) 参加者、講師との連絡調整等

①参加者の連絡調整

- ・短期集中合宿講座参加者との連絡調整を行うこと。

②講師の選定・連絡調整

- ・参加者がアプリ開発に必要なプログラミング技術、起業に関する知識を習得できるような講師を選定すること。

(5) 短期集中合宿講座の開催

①開催期間

- ・受託事業者において県内ワーケーション施設等の借り上げを行い 10 週間程度のプログラミング技術の習得および起業に向けたマインドや知識を習得することを目的とした合宿講座を行うこと。

②プログラム内容

- ・平日は課題学習、毎週土日（計 20 日間程度）はリアル講義を行うこととし、短期集中合宿講座中は参加者からの質問等に常時対応ができる体制とすること。
- ・参加者のプログラミング技術の取得状況については進捗確認を行うこと。
- ・市場調査やニーズ調査の方法を指導するなど、参加者がビジネスのプロトタイプの検討やブラッシュアップを効果的に行えるよう努めること。

③参加費用

- ・短期集中合宿講座の受講料は無料とすること。
- ・なお、参加者が短期集中合宿講座に参加するために要した交通費や滞在期間中の生活費等については、参加者負担とすること。

④修了証授与式

- ・10 週間の短期集中合宿講座終了後、愛媛県庁での修了証授与式の開催を予定しているため、修了証の作成や参加者の輸送等の各種事務について、県との調整を行うこと。

⑤その他

- ・参加者が短期集中合宿講座を通じて愛媛県で起業する意識や覚悟、チーム感覚を醸

成できるような仕掛け、工夫を行うこと。

- ・短期集中合宿講座期間中における参加者の受講について適切な管理体制を構築するとともに、愛媛県に対して連絡相談が必要な場合は速やかに行うこと。
- ・講義や成果発表会等において、愛媛県の官民共創拠点（E:N BASE）を積極的に活用すること。また、個人の課題学習等においても、積極的に活用させること。

(6) 短期集中合宿講座終了後のアフターフォロー

①参加者への質疑応答対応

- ・短期集中合宿講座終了から概ね2か月間は、参加者からの質問及び相談等に対して専門家による継続支援を行い、知識の定着及び起業に結び付けるフォローを実施すること。

②参加者へのフォローアップ調査

- ・短期集中合宿講座終了2か月間後、別途県から指定する時期において、参加者の現況及び起業に向けた取組み等についてフォローアップ調査を行う。

(7) 委託事業報告書の作成等

①中間報告について

- ・県の求めがあった場合は、事業の進捗状況について中間報告を行うこと。

②事業結果報告について

- ・県の求めがあった場合は、事業の結果について、県主催のセミナー等で報告を行うこと。

③委託事業報告書の作成について

- ・事業実施結果を取りまとめるうえ、以下の内容を盛り込んだ報告書を作成すること。
(想定している内容)

◆事業で取り組んだ内容

◆参加者募集及び選考審査手法

◆短期集中合宿講座のプログラム内容

◆受講生の合宿期間における成果内容

◆アフターフォローの実施結果

◆受講生へのアンケート調査

◆事業総括（事業における課題、より効率的・効果的な事業実施手法の検討）等

- ・なお、報告書に盛り込む内容については、県と協議の上、必要に応じ適宜見直すことができるものとする。

(8) その他

- ・EGF プログラムにおける他の事業の実施主体等と連携し、同プログラム全体としての効果的かつ円滑な事業の実施に努めること。
- ・(1)から(7)までの業務と連動し、本業務の運営に際して効果があると考えられる独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(7)までの経費と合わせて、委託料の上限額の範囲内とすること。

- ・ 受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有すること。
- ・ 受託者は、本事業の執行時において、必要に応じて愛媛県が用意する電子申請システムを利用して業務を行う。

5 想定スケジュール

4 月	委託契約
5 月～7 月	広報、参加者選考
8 月～9 月	プログラミング学習
9 月～11 月	短期集中合宿（10 週間）
11 月～翌 1 月	アフターフォロー（2 か月）

6 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

7 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

9 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 成果物

(1) 納入物

納入物は、以下のとおりとする。なお、電子媒体（CD－RもしくはDVD－R等）、紙媒体で各1部ずつ納入すること。

- ①事業報告書
- ②本事業で使用した教材
- ③そのほか、本事業を実施するために作成した資料 等

(2) 納入先

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費（参加者の旅費及び生活費は除く。）は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費の一切の費用を参加者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。